

答 申

1 審査会の結論

諮問第110号案件「審査請求人に関する生活保護にかかるケース記録全部」について、一部開示決定とした文書のうち、別表に指定する部分は開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和元年5月7日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同年同月8日に受理された。

趣旨は、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき、請求人が行った「請求人に関する生活保護にかかるケース記録全部」の個人情報等開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成31年2月7日付け及び同年同月22日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）のうち、非開示部分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書及び反論書によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

- ① 処分庁である実施機関（以下「実施機関」という。）の対応に不服を持つ請求人の本件請求に対して、区の相談支援事務の性質上、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があることを理由として世田谷区長が行った本件処分は、情報主体である請求人の知る権利を著しく侵害する違法行為である。
- ② 本件請求は、請求人の財産に関する情報や生命・健康・生活に係る情報が含まれていると考えられ、本件請求対象情報のすべての記載を開示することは、請求人の生命、健康、生活、財産を保護する目的にかなうものである。したがって、本件請求は、条例第21条第3号ロに該当するものであり、世田谷区長は、本件請求対象情報のすべての記載を開示しなければならない。
- ③ 行政機関が執り行う事務は、その手続における基準の公平性・透明性を確保するため、公開された基準に基づいて執り行われるべきである。本件処分は、請求人の生活保護受給に係る制度運用における関係機関の判断基準に基づいて執り行われたのかについての手続基準を、情報主体である請求人に対してすら非公開とするものであり、当該手続における基準の公平性・透明性を著しく損なう行為であると言わざるを得ない。
- ④ 「日付」が開示されているものもあれば、非開示にされているものもある。「日付」は、条例の規定する「非開示情報」には該当せず、「弁明書」の主張には理由がない。

- ⑤ 本件請求における「所見」は、「作成者」の「判断や意見」を記載する項であると考えられる。「作成者」の「判断や意見」がなぜ「開示することにより、相談業務の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」のか、全く説明がない。それが開示されなければ、請求人に対する生活保護制度の運用がどのような根拠で行われたのか、請求人本人が全くわからない状態に陥ってしまう。よって「弁明書」の主張には理由がない。
- ⑥ 本件請求では、請求人の「〇〇」による、相談のインテーク部分の内容がほぼ非開示になっている。この部分は、憲法第25条の生存権を保障するための生活保護制度利用の入口であり、請求人の「生命、健康、生活又は財産を保護する」ことに直結する個人情報であり、「弁明書」の主張には理由がない。同様に、「主治医との面談」及び「看護師との面談」についても非開示となっているが、これらは医療に係る情報と考えられ、まさに請求人の「生命、健康」に直結する個人情報であり、これを請求人本人に開示しないということはないため、「弁明書」の主張には理由がない。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、非開示とした部分（以下「本件非開示部分」という。）につき、条例第21条第3号（開示請求者以外の個人に関する情報）及び同条第7号（行政運営情報）に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

- (1) 本件処分について、本件対象文書の一部には、請求人に関する記載のほかに請求人以外の個人に関する記載が含まれている。請求人は、これを条例第21条第3号ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」であると主張し、開示を求めている。

しかしながら、仮に開示した場合でも、請求人の生命、健康、生活又は財産を保護し得る情報であると認めることはできない。

- (2) また、本件対象文書の一部には、実施機関内部又は外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されている。

そして、区の相談及び支援に係る事務において、生活保護受給者の生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、生活保護受給者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことが重要であり、同様に、外部機関との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進めていく必要があり、区の相談事業は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人への支援を行っていることから、外部機関との信頼関係が重要であるといえる。

本件非開示部分を開示した場合、当該相談や支援に係る事務における実施機関と生活保護受給者との信頼関係の構築が困難になり、さらには外部機関との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 以上のことから、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、何

ら違法又は不当な点はなく請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書について

本件請求に係る開示請求書には、「私の生活保護にかかるケース記録全部」と記載されており、実施機関はこれらの記録を本件請求の対象文書としている。実施機関はそのうち、平成31年2月7日付けで当該ケース記録の平成28年までの部分を対象とし、本件処分を行っている。また、実施機関は、平成31年2月22日付けで当該ケース記録の平成29年以降の部分を対象とし、本件処分を行っている。

審査請求書によると、請求人は、開示請求対象文書全ての開示（本件処分のうち、本件非開示部分の取消し）を求めている。よって、本件審査請求対象文書は、本件請求対象文書と認められる。

(2) 条例第21条第3号の該当性について

まず、条例第21条第3号は、開示請求に係る保有個人情報に「開示請求者以外の個人情報等又は開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」が含まれている場合は、「開示請求者以外の個人情報」として当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、本件非開示部分の一部には、請求人以外の個人から聴取した内容が記載されていることが認められた。実施機関が主張しているとおり、これらの記載は、開示請求者以外の個人情報であるため、条例第21条第3号に該当すると認められる。

次に、本件非開示部分の一部が、条例第21条第3号但し書のロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否か検討する。

同条同号但し書のロは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することにより保護される利益がプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益に優越する場合に、開示することが必要であると認められる情報について、開示することを定めたものである。

これを本件処分についてみると、本件非開示部分の一部は、請求人の生活保護受給に係る情報であるといえるものの、当該部分を開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産を保護することができるという直接的な因果関係までは認められない。

よって、本件非開示部分の一部を条例第21条第3号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 条例第21条第7号の該当性について

条例第21条第7号は、開示請求に係る保有個人情報に「実施機関が行う事務又は事業に関する情報であって開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」が含まれている場合は、「行政運営情報」として、当該保有個人情報を非開示とすることを定めている。

実施機関は、本件処分において、「日付」は条例第21条第7号に該当し、開示することにより、区の相談支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

そこで、当審査会は、「日付」が条例第21条第7号に該当するか否かについて、以下のとおり判断する。

本件審査請求対象文書を当審査会が見分したところ、本件処分における「日付」のうち、「日付」欄の記載は各記録を作成した年月日であり、実施機関内部又は外部機関との連絡調整や調査を行った年月日については、「電話連絡日」又は「調査年月日」（以下「調査日等」という。）として別途記録されていることを確認した。

まず、「調査日等」の部分が開示された場合、それにより、その「調査日等」に行われた実施機関内部又は外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事項を推知することができるから、「調査日等」は条例第21条第7号に該当する。

それに対して、「調査日等」に何らかの事象が発生し、その内容を記録した年月日が「日付」欄の記載であることを鑑みると、「調査日等」と「日付」欄の記載は近接した年月日ではあるものの、同一性は必ずしも認められない。「調査日等」と「日付」欄の記載に完全な同一性がないのであれば、「日付」欄の記載から「調査日等」及び「調査日等」に発生した事象を推知することは容易ではない。

したがって、各記録の作成年月日である「日付」欄の記載については、条例第21条第7号に該当しないため、開示すべきである。

次に、前述の条例第21条第3号に該当する部分及び「日付」欄の記載を除いた本件非開示部分（以下「当該部分」という。）について、当審査会で見分したところ、実施機関内部又は外部機関との連絡調整や対応方策等に関する事項が記載されていることが認められた。実施機関が主張しているとおり、区の相談支援事務において、生活保護受給者の生活を支援するため、実施機関の地区担当員は、生活保護受給者との信頼関係を築き、必要な援助や助言を行っていくことがとりわけ重要であると考えられる。また、外部機関との間でも、率直にやり取りするなど密接な連携・協力体制の下で進めていく必要があり、区の相談支援事務は、関係機関による統合的な意見調整の結果に基づき本人へ支援を行っていることから、外部機関との信頼関係も重要であるといえる。

本件処分で非開示とした当該部分を開示した場合、実施機関の相談支援事務における実施機関と生活保護受給者との信頼関係の構築が困難になり、さらには外部機関との信頼関係に基づいた連携や協力体制において、率直なやり取りが阻害されるなどの影響が生じ、実施機関が当該事務を適正に行うことにつき、支障を及ぼすおそれがあると認められる。

しかしながら、当該部分のうち、別表に示す部分については、請求人に関する客観的事実を記載した内容であり、これは請求人が知り得る情報又は推測し得る

ものである。この内容を開示した場合においても、実施機関が行う相談支援事務を適正に行うことにつき支障を及ぼす蓋然性があるとまでは認めることができないため、開示すべきである。

したがって、当該部分の一部を条例第21条第7号に該当するとして本件処分を行った実施機関の判断は妥当であるが、別表の部分については、開示すべきである。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

別表

文書名	開示すべき部分
ケース記録	「日付」欄の記載の部分
	32頁の28行目から33行目までの記載の部分

5 審査会の経過

日付	審議経過
令和元年9月9日	(諮問第110号) ・ 審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 (令和元年度第5回審査会) ・ 事務局から経過概要の説明を受けた。
令和元年10月17日	(令和元年度第6回審査会) ・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問事項を審査した。
令和元年12月5日	(令和元年度第7回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年1月21日	(令和元年度第8回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年7月27日	(令和2年度第2回審査会) ・ 引き続き諮問事項を審査した。
令和2年7月27日	審査庁（世田谷区長）に答申した。